

吹田市遠隔相談システム導入業務 仕様書

1. 業務概要

(1) 業務件名

遠隔相談システム導入業務

(2) 業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日 (日) まで

2. 業務内容

本庁舎 (以下、「本庁」という) と千里、山田、千里丘の各地域の出張所 (以下、「出張所」という) をテレビ電話形式で接続する遠隔相談システムを導入し、出張所を訪れた市民が本庁職員と直接年金相談ができるようにするとともに、システム運用保守を行う。

3. 導入機器及び台数

仕様について、「機器調達_選定仕様書」を参照のこと。

(1) 本庁

① 本庁に導入する機器及び台数は以下のとおりとする。

機器	台数
デスクトップパソコン又はノートパソコン	1 台
書画カメラ	1 台
WEB カメラ	1 台
ヘッドセット	1 台

② 納入の際は、ケーブル類等の使用に必要な付属品も含めること。

③ 各機器は、「2. 目的」にて示したケースにおいて支障なく使用できること。

④ 納品するパソコンは、本システムで使用するソフトウェアをインストールし、遠隔相談システムとして利用できる状態まで設定を行うこと。

⑤ 書画カメラの読み取りサイズは、A4 を最低限とする。

⑥ 運用開始後にマイクスピーカー等による運用に切り替えられるように、USB (タイプ A) が接続可能であること。

(2) 出張所

① 出張所に導入する機器及び台数は以下のとおりとする。導入する各機器は同一製品とすること。

機器	台数
デスクトップパソコン又はノートパソコン	3 台
タッチパネルモニター	3 台
WEB カメラ	3 台
書画カメラ	3 台
マイクスピーカー	3 台

② 納入の際は、ケーブル類等の使用に必要な付属品も含めること。

③ 各機器は、「2. 業務内容」にて示したケースにおいて支障なく使用できること。

④ 納品するパソコンは、本システムで使用するソフトウェアをインストールし、遠隔相談システムとして利用できる状態まで設定を行うこと。

⑤ 書画カメラの読み取りサイズは、A4 を最低限とする。

4. 設置場所

(1) 本庁 (吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号)

本庁における各機器の設置場所は以下のとおりとし、具体的な設置場所は契約締結後に本市が指定する。

設置場所	構成
本庁舎 2 階	1 式

(2) 出張所

出張所における各機器の設置場所は以下のとおりとし、具体的な設置場所は契約締結後に本市が指定する。

設置場所	構成
千里出張所 (吹田市津雲台 1 丁目 2 番 1 号 (千里ニュー ータウンプラザ 1 階))	1 式
山田出張所 (吹田市山田西 2 丁目 5 番 1 号)	1 式
千里丘出張所 (吹田市千里丘上 14 番 30 号)	1 式

5. 構築要件

ネットワーク環境

本庁について有線接続、出張所については、無線 LAN による接続とする。なお、遠隔相談システムはインターネット回線で運用するものとする。

6. 機能要件

別紙「機器調達_ソフトウェア仕様書」を参照すること。

7. セキュリティ要件

(1) 基本的な考え方

遠隔相談システムは、個人情報を取り扱うため、すべてのシステム環境（本番環境・保守環境・開発環境等）において、セキュリティ対策に万全を期すこと。また、システム利用時には、原則としてデータが残らないようにすること。

(2) アクセス制御

アクセス権限のない端末を用いてシステムに接続ができないことを基本とし、アクセス権限を有する端末からもシステム接続時には ID 及びパスワードによる認証などの設定ができること。

(3) データ消去

接続の終了と同時に、接続時に使用したデータが消去されること。ただし、職員の操作によって、データの保存を可能とすること。

(4) その他

その他セキュリティに関することは、構築業務において本市と協議の上、必要な対策を実施すること。

8. 導入サポート要件

- ① 納品した機器を用いて、本庁、出張所間でのテストを行うこと。またテスト時に、各拠点と利用するシステムのサーバまでの回線速度を計測し、納品時に情報を提供すること。
- ② テスト運用は、本番環境下で行うこととし、テスト運用において不具合が認められる場合、正常に稼働できるように必要な措置を講じること。

9. 運用保守（運用サポート）要件

- ① システムの利用期間中にソフトウェアを対象とした保守を実施すること。なお、本業務終了後に、運用保守に関する契約（契約期間は単年度）を別途締結する予定とする。
- ② 受託者が納入したパソコンに対して、5年間の保守を行うこと。
- ③ パソコンと併せて納入するタッチパネル、書画カメラ等に対して、1年以上の保守を行うこと。
- ④ ハードウェアの保守費用に関しては、導入業務に含めること。
- ⑤ 利用期間中にソフトウェアのバージョンアップがある場合、本市の了解の上、バージョンアップを実施すること。
- ⑥ ソフトウェアのバージョンアップにより、インターフェースに変更が生じる場合、バージョンアップ前に本市担当者向けに説明会を実施すること。ただし、インターフェースの変更が軽微な場合は説明会を不要とし、説明会の開催要否は変更内容を踏まえて本市との協議により決定するものとする。
- ⑦ 利用期間中における設置場所の追加に対応できること。この場合、端末の追加調達や場所追加により発生する費用については本市と受託者において協議を行い、必要に応じて別途契約を締結するものとする。
- ⑧ 本市の組織機構改革により組織の名称変更等があった際に、システムにおける表示名称の変更等に対応すること。
- ⑨ 利用期間中は、システム使用に関する問合せや、不具合が生じた際の電話による対応窓口を開設するものとし、対応時間は平日（12月29日～1月3日の期間を除く）の9時00分から17時30分までの間とすること。
- ⑩ 利用期間中は、上記問合せ窓口に加え、本市の求めに応じてオンサイトによる保守を行うこと。

10. その他

- ① 本件を実施するうえで必要な費用は、すべて当該契約に含まれるものとし、追加費用は認めないものとする。
- ② 本仕様書に定めない事項が生じた場合、双方協議の上で対応することとするが、業務の目的に照らして明らかに必要と認められる作業については、保守業者の責任において実施すること。